

事後審査型一般競争入札における配置技術者に関する注意事項

1 配置技術者の雇用関係について

配置技術者は、当該工事の入札日以前3カ月以上の雇用関係を必要とします。（健康保険証の写し等、雇用関係が確認できるものを提出してください。）

2 配置技術者の専任制について

配置技術者については、契約日において他の工事に専任する技術者であってはなりません。他の工事で専任した技術者となっている場合、「竣工検査結果通知書」等の竣工検査済み通知書が、契約日の前日までに工事発注者の検査機関から通知されていることが必要です。

3 入札の無効について

競争入札参加資格の事後審査において、（一財）建設業技術者センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、入札は無効とします。

4 配置技術者の変更について

原則として、落札候補者となった時点で、配置技術者調書により報告した配置技術者を契約の際に変更することはできません。